
資 料

ウイティコン処分センター訪問記

丸 山 雅 夫

はじめに

- I センターの概要
- II センターにおける処遇モデルと指導原理
- III 労働教育および職業訓練
- IV センターでの生活

はじめに

本稿は、スイスのチューリッヒ・カントンにあるウイティコン処分センター (Massnahmenzentrum Uitikon) の訪問記録である (以下、「センター」という)。2006 年 10 月 29 日から 11 月 5 日にかけて、町野朔上智大学教授 (刑法) と中谷陽二筑波大学教授 (司法精神医学) を代表者とする「精神医療法研究会」は、スイスのチューリッヒ・カントンを訪問し、精神医療施設や行刑施設・保安処分施設などを視察する機会を持った。その報告は、すでに公刊されているが¹⁾、紙幅の関係で非常に簡単なものにまとめられている。私が担当した保安処分施設である「2. 少年等矯正訓練所 (Uitikon 処分センター)」についても、3分の1頁に相当する分量が割り当てられているにすぎない。したがって、そこでは、現地で入手した資料 (センター発行の資料等はインターネットを利用して簡単にダウンロードできる) やヒアリングで得られた情報等を利用することが全くできなかった。また、センター側の説明によれば、センターへの日本からの訪問調査は、われわれがはじめてということであった。そのため、当時から、いずれは個別的な紹介をしたい (紹介する必要がある) と考えていた。ただ、保安処分制度を含めて全面的に改正されたスイス連邦刑法典の施行が目前に迫っていたこと (2007 年 1 月 1 日) もあり、詳細な紹介をす

ることを見合わせていたものである。

しかし、スイスにおいては刑罰や保安処分の執行がカントンの管轄に属すること、訪問当時すでに改正刑法典の施行（当初は2006年1月1日に施行が予定されていた）に合わせた体制をセンター側が確立していたことから、改正刑法典にもとづく収容対象者（それにとまなう処分の種類）の変更などはあるにしても、改正後の連邦刑法典のもとでもセンターの体制や役割に大きな変更はないものと思われる。したがって、訪問当時のセンターについて紹介することにも一定の意義があると考え、遅ればせながら紹介する次第である²⁾。

I センターの概要

(1) センターの所在と歴史、性格など センターは、チューリッヒの中心部から自動車で30分程度の距離の閑静な郊外に所在し、全体で約60haに及ぶ広大な敷地を有しており、周囲には高級住宅が点在している。説明によれば、敷地全体の約30haが旧城で民事裁判官の邸宅であったものがカントンに寄贈され、残りの約30haをカントンが購入したものだということであった。1874年にカントンの強制労働施設（Zwangsarbeitsanstalt）としての歩みを開始した後、1926年に労働教育施設（Arbeiterziehungsanstalt）へと組織替えされ、2006年1月1日に、改正刑法典の施行を前提とした「処分センター」に名称変更されている。スイスでは1942年に連邦の統一刑法典が施行され³⁾、1971年には保安処分を中心とした刑法改正を経験しているが⁴⁾、保安処分の執行は一貫してカントンの管轄とされたことから、これらのもとでも労働教育施設としての基本的な性格が変更されることはなかった。

センターは、スイス法務省が管轄するチューリッヒ・カントンの法務局（職員数約800名）に属する司法執行機関のひとつである。センター以外の司法執行機関には、収容施設（収容定員総数1370名）として、刑務所（Strafanstalt Pöschwies）と10カ所の拘置所・刑務所（Gefängnisse）があり、サーヴィス部門として、保護観察・執行サーヴィス部門（Bewährungs-und Vollzugsdienste）と精神医学/心理学サーヴィス部門（Psychiatrisch-Psychologischer Dienst）がある。センターは、男性用の保安処分施設として、2001年10月24日のチューリッヒ・カントン司法執行規則（Justizvollzugsverordnung）12条にもとづいて、社会教育、労働教育、職業訓練を中心とした処遇を行っている。

(2) センターの組織とセンターが執行する処分 センターの組織は、収容施設と

して、定員 16 名の閉鎖区画（以下、「閉鎖区」という）⁵⁾、少年用の教育ホーム（Erziehungsheim）を併設する定員 24 名の開放区画（以下、「開放区」という）、定員 8 名の釈放準備区画（以下、「釈放区」という）があり（総収容定員 48 名）、サービス提供部門として、社会教育/医療部門、訓練/教育部門（職業訓練、発達促進訓練、労働教育、技術指導、就労支援）、管理部門（職員管理、経理、被収容者管理、施設管理、調理）がある。また、5 名まで収容が可能な懲罰室（Disziplinarzelle）と開放区・釈放区用に 2 名を収容可能な医務室（Krankenzimmer）が完備されている。これらのうち、センターの近隣に設置されている釈放区（Steigstrasse 35, 8610 Uster）以外は、すべての区画と部門がセンターひとつに集中している（Zürcherstrasse 100, 8142 Uitikon）。職員は、センター長 1 名と副センター長 2 名を含む 60 名の常勤職員、それ以外の非常勤職員および外部協力者から構成されている⁶⁾。また、それぞれの施設（区画）と部門には責任者が配置され、センター全体の方針のもとにそれぞれが自立的に活動することが保障されている。

訪問当時にセンターが行っていた処分は、有罪判決を受けた若年成人（18 歳以上 25 歳未満）に対して、① 刑法 110 条の 2 にもとづく労働教育処分（Arbeitserziehungsmassnahme）、② 刑法 44 条 6 項にもとづく麻薬依存者（Rauschgiftsüchtigen）に対する処分、少年（18 歳未満）に対して、③ 刑法 93 条の 2 第 2 項にもとづく教育処分（Erziehungsmassnahme）、④ 刑法 95 条 3 項にもとづく拘禁刑（Einschliessung）、であった。①②③はすべての区画で行われ、④は閉鎖区だけで行われていた。他方、2007 年施行の現行刑法によって保安処分関連規定が整備・統合されるとともに、少年刑法が刑法典から独立したため、センターが管轄する業務は、若年成人に対する処分の執行（新 61 条）と、17 歳以上の少年に対する保護処分および 6 月以下の自由刑の執行（少年刑法 15 条 1 項・2 項、16 条 3 項、25 条 2 項）に整理されることになった。このように、処分対象者と処分の種類については、訪問当時と現在とで一定の違いが見られる⁷⁾。

II センターにおける処遇モデルと指導原理

(1) 一般的な指導原理と処遇モデル 刑法典をはじめとする法令は、被収容者にどのような処遇を行うべきかについては具体的に言及するところがなく、処遇の内容はセンターに委ねられている。そこで、センターは、その一般的な指導原理と最終目標を、複合的な（interdisziplinär）処遇によって対象者の自己責任の促進と強化

を図り、犯罪者の再社会化を実現することに設定した。それにもとづいて、日常的な生活能力と基盤の獲得と増進、暴力によらない適切な自己主張方法の習得、強制によらない積極的な改善と発達、多様な治療手段による対象者への働きかけ、職業訓練と労働参加による社会への統合、秩序の重視、という観点が強調されている。ここから、社会教育（Sozialpädagogik）と人格発達の促進と支援、労働教育と職業訓練による社会的統合、司法（精神医学）的医療、がセンターにおける処遇の中心となっているのである。個々の対象者に対する具体的な処分の執行レベルと処遇内容は、処分決定機関とセンターとの協議にもとづいて、センターへの入所命令とともに個別的に言い渡される。

ただ、センターに収容される者のほとんどが暴力的犯罪者であることから、センターの実際の処遇モデルとしては、暴力的思考と暴力的行動から対象者を引き離すことを目的とした暴力克服教育（Gewaltpädagogik）が想定されている。暴力（他者の身体的・精神的な尊厳を害すべき行為）の発生メカニズムを、「解決困難な葛藤（主観的な自己喪失状態、優越的な立場の獲得に向けた希望）⇒自己防衛⇒暴力に向けた決断⇒暴力行為⇒後悔/羞恥⇒弁解⇒沈黙⇒解決困難な葛藤」という悪循環として見たうえで、その連鎖を対象者自身が自覚的に断ち切ることによって、実効的な暴力の予防（再犯の減少）と将来において予想される潜在的被害者の保護が達成されることになる。

処遇は、一般に、閉鎖区 ⇒ 開放区 ⇒ 釈放区という段階的処遇を経て釈放に至る経過をたどり、それぞれの区画において、社会教育、労働教育、職業訓練、司法的医療が行われる。ほとんどの被収容者は、このような処遇過程に馴染み、個別処遇と集団処遇にも馴染む存在である。しかし、ごく例外的にこうした処遇に馴染まない被収容者もあり、訪問時にも、極度の対人恐怖症で、自分に他害の危険性があることを自覚している19歳の者が、収容時点（17歳）から閉鎖区の施設された個室に拘禁され続けている事例が報告された。

（2）社会教育の指導原理 対象者の日常的な生活能力を促進・強化するために行われる社会教育は、センターでの処遇の柱のひとつとして、職業訓練および司法的医療と連携しながら人格の発達を支援するものである。グループダイナミクス、社会的・個人的訓練プログラム、余暇活動などの保護的・好意的・促進的な人間関係の構築作業を通じて、他者との一致、他者への配慮、コミュニケーション方法や葛藤解決方法の習得を支援し、自己の行動に対する責任感を涵養する。その成果を上げるために、処分決定機関との間における日常的な連絡と組織的連携が特に必要

なものとされている。

(3) 労働教育の指導原理 労働教育は、人格の発達と社会的能力の促進（社会教育）に寄与するものであり、社会において普通の労働経験を持っていなかった者が被收容者の大部分を占めるセンターにおいては、職業訓練とともに、処遇の中核をなしている。すべての対象者（被收容者）は教育可能性を有しており、現存の資源によって教育可能性を促進・現実化することができる、というセンターの確信にもとづいて実施されている。閉鎖区における対象者に対しては、労働教育の準備段階としての教育を行い、対象者の否定的な社会体験と、それにもとづく労働忌避の態度を改善することを目的としている。また、開放区に移った対象者については、チューリッヒ労働教育プランにもとづいて、一般社会に通用する労働親和性を促進するための教育を実施する。具体的には、個人または小集団の個別教育単位を構成して、週単位のカリキュラムを策定し、伝統的な知識の活用と実践的方法とを組み合わせる形で行われている。そのために、外部（社会）の労働教育活動との日常的な連携と組織的なネットワークの構築が重視されている。

(4) 職業訓練の指導原理 職業訓練の基本的な考え方は労働教育と同じであり、両者の連携があってはじめて、対象者の再社会化（法的・経済的に自律した存在として社会への再統合を果たすこと）が効果的に実現される。ここでは、職業能力の獲得こそは再社会化の本質的要件である、という確信が前提となっている。「善き労働を喜ぶ（Freude an gutter Arbeit）」という標語が、このような確信を端的に表していると言えよう。職業訓練の内容はカントンの職業訓練規則にもとづくが、閉鎖区においては、労働経験にもとづく職業的性向と職業能力・適性の発見と、基本的な職業能力・技能の獲得に重点が置かれている。その後の開放区においては、職業知識の増進、手工芸を中心とした職業能力の獲得と促進、職業的同一化が目指され、センター敷地内での就労や一般社会での就労が促進される。具体的な作業は、市場経済的側面を考慮したプログラムを策定したうえで、センターの規則や対象者との契約、協定にもとづいて行われ、それぞれの労働実績に対しては対価が支払われる。このために、外部の職業専門家や商店などとの連携が特に重視されている。

(5) 司法的医療の指導原理 被收容者の安全確保と健康の保持こそは処遇の大前提であり、センターにおいては、一般医療と歯科医療の実施が保証されている。しかし、犯罪と犯罪行動に関わる問題に有効に対処するためには、精神医学的・心理学的アプローチによる司法的医療が特に重要であり、処遇の柱の重要なひとつとされている。司法的医療は、犯罪に関わる一般的・社会的要因への対処のほか、犯

罪に関わる個人的要因（犯罪助長的な思考，空想，犯罪的行動様式，攻撃的性向，暴力的性向など）への働きかけを通じて，自己責任にもとづく生活様式の形成・確立と被害者への配慮の感情を醸成し（効果的な再犯予防の基盤の確立），再犯可能性の低減による犯罪予防と（予測される）被害者の保護を達成しようとするものである。その形態や方法には限定がなく，独居や個人作業およびグループ作業において，さまざまな言語的介入・身体的介入（深層心理学的方法，行動療法的方法，系統的治療方法，ゲシュタルトの治療方法など）が行われている。具体例としては，色彩，音，ロールプレイ，ビデオの利用，知覚行動的刺激などの手法が活用され，組織横断的なネットワークと連携が重視されている。

また，司法的医療スタッフは，執行官庁としての決定や釈放の適否の判断などに際して，専門家としての意見を述べたり，報告をするといった役割を果たすことも期待されている。

III 労働教育および職業訓練

（1）労働教育および職業訓練の実際 センターでは，① 美術工芸品の製作と修復，② 指物（木工品の製作），③ 金属加工・板金工事，④ 塗装，⑤ 園芸と花卉栽培，を中心として労働教育・職業訓練のプログラムが実施されている。①②③は主として閉鎖区を中心に行われ，⑤は開放区と釈放区に限定され，④はいずれの区画でも行われる。

①はガラス工芸品と陶器の製作，木工品や小さな金属製品の製作を中心とし，②は木材の家具製品（机，ベッド，棚，イスなど）の製作を中心としているが，両者の厳密な区別はなく，庭イスやテラス用の木製格子の製作および修繕は①として行われている。③は，各種金属製品（雨どい，バルコニー，階段，棚など）の製作，溶接，金属パッキングを中心に，大がかりな建造物や個人住宅用のものまで対応し，①②との連携が密接である。④は，石，レンガ，コンクリート，漆喰，木材，金属材・金属製品への吹き付け塗装（閉鎖区）をはじめ，個人住宅や集合住宅の外壁の塗装および内装などの外部作業（開放区，釈放区）を行っている。⑤については，3000平方メートルを超える専用地を利用して，夏の植物（ゼラニウム，ペチュニア，マーガレットなど）と秋の植物（三色スミレ，アマリリス，勿忘草など）を中心に室内観賞用植物と装飾用植物を栽培するとともに，園芸用植物（飛燕草，サルビア，雪ノ下など）を栽培している。また，栽培した植物を使ったフラワーアレンジ

メントを行っており、結婚式、洗礼式、誕生パーティなどを中心として、一般装飾用や一般贈答用に外部販売（個別注文や朝市）も行っている。

なお、訓練プログラムの内容はセンターが独自に決められることから、センター内のブドウ園を使った自家消費用の白ワインの醸造（年間で200本ないし300本）が行われるとともに、自由時間を利用した自発的な請願労働として、センター隣接の牛舎での搾乳作業（酪農の規模までには至っていない）が行われているとのことであった。

(2) 労働補償 被収容者の労働に対しては、1978年4月28日の「東部スイスにおける執行施設被収容者の賃金に関する方針」に依拠して策定された労働補償規定 (Regelung Arbeitsentschädigung) にもとづいて、対価が支払われる。

対価の前提となる課業日は、1カ月に21日間とされ、1日の労働時間と休憩時間はセンターが決める。実際は、45分程度の労働時間に対して15分ないし20分程度の休憩が与えられているようである。施設の規定するスポーツ日や労働日、特別休暇日、釈放後の職探しや住居探しのための時間（最長で2日間）、規律違反にもとづく拘束時間（半日）は課業日に算入されるが、自己の責に帰せられる病気や事故、裁判や尋問に要する時間は算入されない。課業日は、労働教育・職業訓練を受けていない被収容者についても、身柄拘束時間として適用される。超過労働時間については、自由時間を延長することによって相殺される。

通常の労働の対価は、熟練度と経験の有無および経験年数に応じて日割りで計算され、端数を切り捨てて月払いされる。熟練者・経験者については、1年目は1日当たり16.20 Fr（1月当たり340 Fr）、2年目は22.40 Fr（470 Fr）、3年目は36.70 Fr（770 Fr）、4年目は48.60 Fr（1020 Fr）とされている。他方、非経験者については、1年目は1日当たり14.80 Fr（1月当たり310 Fr）、2年目は19.05 Fr（400 Fr）、3年目は23.25 Fr（490 Fr）とされている。また、指導責任者は、月ごとに、仕事の正確性、作業態度、共同作業、信頼性、作業の質と量、規律性、傾注と持続、材料や道具・機械の使い方、熟練者の労働日誌の内容、非熟練者の自主性、にもとづいて対象者を評価して、1（ものにならない）、2（特に劣る）、3（劣る）、3.5（劣るから充分までの間）、4（充分）、4.5（充分から優秀までの間）、5（優秀）、5.5（特に優秀）、6（抜群）に点数化し、賞与の算定基準とする。1年間の点数が40以上の者は教育年数や経験年数に関係なく賞与を請求でき、40点に対する40 Frを基礎額として、41点から56点までの者には1点につき10 Frが加算され、57点が212 Fr、58点が224 Fr、59点が237 Fr、60点が250 Frに固定されている。さらに、12月にはクリスマス賞

与があり、1年間の成績の平均と特に数値が高かった月の成績を考慮して支払われる。また、自由時間を利用して自発的な請願労働（農業、家事、ガーデニングなど）に従事することが認められ、評価（卓越、特に優秀、優秀、充分、不充分）に応じて時間給（15Fr, 12Fr, 9Fr, 6Fr, 0）の形で対価が支払われる。

これらの対価についてはセンターが月ごとに勘定書を作成して、法定利息をつけて預かり、釈放時に本人に渡されるが（保護観察組織や後見官庁等への必要経費が控除される）、クリスマス賞与、自由時間を利用した請願労働の対価、利息は本人の自由な使用に任されている。また、施設外での労働に従事している者については、その収入総額に応じて、処分決定機関に一定額を拠出することが義務づけられており、1200Fr以上は180Fr, 1400Fr以上は225Fr, 1600Fr以上は270Fr, 1800Fr以上は325Fr, 2000Fr以上は380Fr, 2200Fr以上は440Fr, 2400Fr以上は500Fr, 2600Fr以上は570Fr, 2800Fr以上は640Fr, 3000Fr以上は720Fr, 3200Fr以上は800Fr, 3400Fr以上は880Fr, 3600Fr以上は970Fr, 3800Fr以上は1060Fr, 4000Fr以上は1120Frとされている。

なお、スイス人およびスイス国内に居住を希望する者が、釈放後に職に就けない場合には、公的機関に届け出ることによって就業支援を受けられることが保障されている。

IV センターでの生活

(1) 日常生活 センターでの日常生活は、すべての居住区画（施設）と処遇部門を対象として、収容から釈放までを規定する居住規則（Hausordnung MZU）にもとづいて営まれている。

センターへの収容に際しては、被収容者に関する報告・書類のすべてがセンターに引き渡され、所持品検査が行われ、精神科医または医学専門家による身体検査が行われる。所持を禁止する物件としてリストに記載されたもの（施設の安全や秩序および職員や対象者の安全や健康にとって危険なもの、暴力を推奨するもの、猥褻な内容のものなど）は、被収容者が署名をもって廃棄に同意しない場合は領置され、アルコール飲料および薬物は、警察や捜査機関が保管しない場合に剝奪・廃棄される。現金は、個別に決定された上限の範囲内で所持が認められる。通常は、閉鎖区の個室（6畳程度）に収容され、部屋の鍵、作業服と体操服、必要な教育用物品、諸規程（司法執行規定、居住規則、労働補償規定、外出規則など）が交付される。居室の標

準的な設備は、トイレ、緊急連絡用機能を備えたラジオ、衣装箱、机、イス、羽毛フトン付のベッド、マクラ、シーツ、救急薬品で、バスやシャワーの設備はない。開放区と釈放区では、申請によってテレビやステレオ装置、携帯電話の持ち込みが許され、ウォークマンやディスクマンは閉鎖区でも持ち込みが許可される。

一般的な行動規律として、居室の清潔の維持（自由時間を利用した清掃、退室前のベッドの整頓、ゴミの処理）と居室およびセンター内での静謐の保持、全体が利用する場所でのドイツ語の使用が義務づけられている。職員は、いつでも被收容者の居室を訪問して、部屋の秩序と所持品を確認することができる。喫煙は、居室で自由時間中に許され、労働中は指導者の許可にもとづいて認められるが、複数人が現在する場所では全員の同意が必要とされる。実際には、喫煙については寛容な態度で接しているようであり、労働の合間の休憩時間には自由にさせているようである。自動車の使用については、釈放区を別にして、きわめて限定された目的（教習、試験、作業など）の場合に例外的に認められる。

日常の規則（起床、労働時間、食事時間、夜間の過し方など）は、区画の責任者が決定するが、外部での労働・訓練については別に定めることができるものとされている。昼食時間は各区画の食堂が定める。週末の昼食については、被收容者自身で準備することができ（社会教育の一環としてのグループ作業に利用される場合が多い）、釈放区では被收容者自身が準備する。閉鎖区では、自由時間中に監視のもとで施設内を移動することが認められ、開放区では、訓練指導者や教育担当者の同意を条件として、午前6時から午後6時15分までは区画内を自由に移動することが認められる。自由時間を利用した入浴・シャワーと洗濯（洗濯室を利用する）が毎日許され、2週間ごとにシーツが交換され、1週間ごとに作業着が交換される。労働の際には作業着を着用するが、昼食・夕食時には部屋着に着替える。個人用の消費物品の購入は、施設内のキオスクで許されており、外出時のセンター外での買物も原則として自由である。被收容者間での法律行為（売買、交換、贈与、貸借など）は、全体の利益になる場合を除いて禁止されている。

被收容者の人格的発達に資する限りで、区画責任者の許可を条件として、施設の内外で自由時間を過すことができ、各種のコースや行事に参加することが認められる。職業訓練の一環としてスポーツ活動が義務づけられるほか、自由時間には、センター内のスポーツ施設（体育館、運動場、サッカー場、プール⁸⁾の利用が認められる。ただ、閉鎖区においては、週に2回、各2時間の運動だけが許可されており、安全の観点から危険な道具（鉄アレイなど）の持ち込みが禁じられ、懲罰室と医務

室には一切のスポーツ用品・器具の持ち込みが禁じられる。本や雑誌、新聞、CDはセンターの認める業者（キオスクやセンターに出入りの書店）から個人の費用による購入が認められ、開放区においては、付設の図書室が利用でき、一定の条件のもとに貸し出しも許される。コンピュータとその附属機器、プログラムやデータの使用は、限られた場所（教室など）で非常に厳しい条件（プログラムやデータの改変の禁止など）のもとでのみ認められる。また、ゲーム機やビデオ機器、交信機能付の機器の保有は禁じられている。

被收容者は、申出にもとづいてセンターの医師（一般医療、歯科）の診療を受けるほか、かかりつけの医師の訪問も請求することができる。休養を要する場合には、開放区・釈放区では医務室が使われ、閉鎖区では自身の居室が使われる。また、必要に応じてセンター外の専門医の診療も受けられるが、閉鎖区の被收容者については拘置所に移送したうえで治療が行われる。特に精神疾患については、カントン法務局の精神医学・心理学サービスに所属する専門医の診療を受け、必要に応じて、緊急精神医（Notfallpsychiater）の診療を条件として、安全のために精神科クリニックに移送されることがある。処方薬の交付は区画で記録し、監視のもとで服用させる。また、禁止薬物の検査のための尿検査とアルコール検査のための呼気検査を行い（定期または抜き打ち）、それらの影響が疑われる者は、自己および他人の安全の観点から労働が禁じられ、自室等に留め置かれる。特にエイズ予防を目的として、健康リスクについて社会教育担当者への申告が義務づけられている。なお、宗教については、センター所属の宗教職員または外部協力者としての宗教家の訪問を認めることによって、信教の自由が保障されている。

被收容者宛の手紙および荷物は区画で開封した後に本人に交付され、禁止物件は処分される。被收容者からの発信については、発信人の立会のもとで相手方の氏名（通称）、住所を確認した後に発信させる。電話については、閉鎖区と開放区では、キオスクで購入したカードを用いて規則に従って電話室を使用でき、釈放区では、自由時間中の電話室の使用が認められる。閉鎖区内における電話での交信は禁じられるが、開放区では、一定時間内の居住階での通話が許される。他方、求職や猶予できない公的問題への対処のために必要な通話は、社会教育責任者や指導者の許可にもとづいて許される。携帯電話や無線電話の保有は原則として許されていない。面会（訪問）は、通常、1週間を単位として、閉鎖区では1回、開放区では2回、釈放区では個別判断にもとづいて許可される。面会時間と面会場所は制限され、時間内の打ち切りが認められる一方で、申出による居室への訪問が許されることもあ

る。最初の面会時に、面会に関する権利と義務、差入可能物件と差入禁止物件について特に教示される。他方、外出については、後述するように、司法執行当局の規定の範囲内で許されている。

開放区から釈放区への移管は、本人からの釈放区責任者への申出にもとづいて、通常、1カ月間の観察期間を経て判断される。移管の際には、移管後の処分執行過程、処分の目的、権利と義務、釈放準備について教示し、外部労働に従事する者については外部労働に関する協定を結ぶ。観察期間中に薬物の使用、懲罰事由に当たる重大な違反行為、居住規則や各種協定に対する頻回の違反がある場合は、戻し処分となり、定期または一時的に開放区に戻して収容したうえで従来の処分が継続される。釈放区での処分目的が達成された場合には、執行管轄官庁の責任者に対して報告したうえで、釈放の申立（本人）と釈放の要請（釈放区の責任者）がなされる。

被収容者は、司法執行規則、居住規則、各種の補充的規則、センター職員の指示に従わなければならない、それらへの違反があった場合には、司法執行規則 133 条以下 146 条にもとづいて懲罰の対象となる。懲罰は、司法執行規則 135 条 1 項 i 号にもとづき、20 日間を限度として懲罰室に独居拘禁し、その一部または全部を拘置所で執行することも認められる。懲罰の手続等については、後述する関連規則に詳細が規定されている。

センターの指示に対しては、本人の費用負担において、文書（申立内容と理由を記載する）による不服申立が認められる。

(2) 外出 閉鎖区 ⇒ 開放区 ⇒ 釈放区という段階的な処遇を経て再社会化を目指す労働教育処分においては、外出形態による一般社会との接触は重要なものであり、詳細な関連規定 (Regelung Vollzugsöffnungen) が置かれている。外出に関する最終的な管轄権は処分決定機関にあり、それをセンターが受任する形で運用しているため、両者の考え方が一致する限りで外出が許されている。外出の種類には、社会的関係の維持や促進を目的とする関係の外出 (Beziehungsöffnungen) と実質的な根拠にもとづく実質的外出 (Sachöffnungen) があり、それぞれの要件等が異なる。また、外出は法的権利として認められるものではなく、区画責任者に対する請求 (目的、訪問先の住所・電話番号、日程、資金をはじめとして判断に必要な情報を明記する) にもとづいて許可され、一定の制約 (指示の遵守、かつての被収容者や共犯者との接触の禁止、国外への外出の禁止など) が課されるが、外出を拒否する積極的な理由がない限りは許可されている。外出に際しては、遵守条件を確認し、出発時間と帰所予定時間を登録し、任意の小遣い銭と外出許可証を携帯する。条件違反等

が認められる場合には、外出が短縮、中断、終了、変更されることがある。

閉鎖区への収容直後には、警察官が同行する実質的外出を例外として、関係的外出は許可されない。関係的外出は、一般に、閉鎖区収容から3カ月ないしは4カ月が経過した後に、精神医学のスタッフ、区画担当職員、労働教育担当職員、処分決定機関からの意見を聴取したうえで判断される。関係的外出は、処分執行中の積極的行状と良好な労働提供を前提として、センターへの確実な帰所、賦与条件や負担の遵守、法的信頼（特に犯罪行為をしないこと）の確証を条件として許可される。第1段階は監視のもとで最長5時間までとし、徐々に、区画周辺（医務室など）からセンターの敷地外（バス停留所や駅など）へと範囲を拡張して運用されている。その後、グループ外出が認められ（閉鎖区では3名までのグループ）、特定の目的（買物など）のために、通常は、土曜日の午後の5時間が充てられる。開放区と釈放区においては、グループの人数、日時、時間が閉鎖区よりも緩和される。グループ外出の経験を前提として、土曜日または日曜日に日中の外出が認められ、閉鎖区では最長12時間、開放区では最長14時間とされている。また、少なくとも2回の日中外出の経験者については、週末を利用して、配偶者や子ども、兄弟・姉妹、緊密な関係・出自にある近親者、保護や執行に自発的に関わることを認められた人物、釈放後に本人を支援（社会的統合を促進）する人物への訪問が認められ、閉鎖区で最長32時間、開放区で最長53時間とされている。

さらに、開放区の最終段階にある者については、1週間ごとに最長6時間の外出が許される。再社会化に役立つ限りで、自由時間を利用して、センターでの活動に代替しうる社会環境（クラブ活動への参加や治療など）に向けた外出が認められ、通常、週日に1回18時間、1週間に2回とされ、内容（目的、時間、接触相手、資金など）については施設（部門）との間で個別契約が交わされる。開放区および釈放区については、処分経過に支障がない限りで、センターが定める夏期休暇と冬期休暇を許可することができる。また、センター収容後に1年以上の経過、および開放区での6カ月以上の経験、訓練への効果的な参加などを条件として、本人の申請にもとづいて5日間を限度とする特別外出許可を与えることができ、通常的外出許可と組み合わせることもできる。釈放区においては、週日（通常の課業日）は労働教育の後に区画の共同食堂で夕食をグループで摂るが、夕食後、グループ活動や個別活動がない場合には自由な外出が許され、週末にも自由な外出が許される。また、個別契約を前提として、区画責任者の申立にもとづき、センター外での就労や外泊も認められている。

実質的理由にもとづく外出は、人的・職業的・法的に急迫した問題（医師・歯科医師・セラピストによる治療、外部の職業学校・訓練への参加、本人や近親者の結婚、子どもの誕生や洗礼、近親者の重病・死亡・葬式など）が生じた場合に、必要に応じて許可される。また、対象者の保護に責任を持つ機関、特に保護観察機関や執行機関、保佐人や後見人との協議にもとづいて、釈放準備を目的として、最長 16 時間（宿泊はできない）の外出を許可することができる。

(3) 懲 罰 懲罰に関しては、司法執行規則と居住規則のほか、懲罰区画（以下、「懲罰区」という）に関する規則（Reglement Disziplinarabteilung）が詳細を規定している。懲罰室を有する懲罰区は、閉鎖区・開放区・釈放区に共通の施設として設置されている。懲罰区における被収容者の扱いは、保護（食事、散歩、喫煙など）だけは懲罰区の職員が管轄しているが、最終的な管轄権は本来の区画の責任者に留保されている。懲罰区はビデオ監視のもとに置かれる。

重大または頻繁な規律違反がある場合、各区画の責任者が、懲罰区への身柄移管を申請して、閉鎖区被収容者は警察官により、開放区・釈放区被収容者は各区画の職員（反抗的な場合は、センター長の同意を条件として警察官）により、対象者の身柄が移管される。受け入れに当たっては、身体検査・尿検査をし、拘禁の適格性の有無が明確でない対象者については、精神科医またはセンターの医師が移管の可否を判断する。対象者は、原則として、ドアと窓を施錠した懲罰室に独居拘禁され、センター、管理部門、食堂にその旨が報告される。居室の標準的設備は、机、長イス、ベッド、洗面台、トイレ、シャワー、緊急連絡機能付のラジオで、部屋着、下着、シーツ、衛生教本、懲罰区画規則、紙と鉛筆が交付され、衣服や下着、手荷物、時計、喫煙用具などの私物は領置される。収容後、懲罰区の責任者が拘禁執行内容について所定の書式で報告するとともに、具体的内容を対象者に伝え、拘禁が開始される。拘禁決定から 24 時間以内に、対象者に理解しやすい表現で拘禁理由の概要と不服申立に関して記載した文書を交付する。週末または休日においては、最長 12 時間までの仮拘禁が認められ、その時間内に拘禁の具体的内容が決定される。規則に明示されていない軽減的措置（部屋のドアの開放など）や加重的措置（喫煙禁止など）については、拘禁決定の際に明らかにするか、センター長名義の文書で事後的に明示する。

一般的な行動規律として、居室の秩序と清潔、静謐の維持が義務づけられる。食事は、安全確保の観点から、施錠した居室で摂り（朝食は 8 時 30 分、昼食時間と夕食時間は本来の区画に準じた時間帯）、時間外の食事や必要以上の水分補給の請求は

認められない。喫煙は、懲罰内容として禁止されていない限りで、昼食後の廊下で認められ、監視下の居室で許されることもある。身体への健康への配慮から、状況に応じた入浴（シャワー）と洗濯が許されるが、安全ないし秩序の観点から入浴時間の制限がありえ、髭剃りは監視下の居室でのみ認められる。衣服や下着は必要に応じて交換される。訓練部門との協議にもとづいて教育用物品、計算機、筆記用具が交付され、本や雑誌も交付される（開放区の図書室からの借り出しは個別に判断される）。拘禁から24時間の経過後には、監視下で散歩用空間または廊下を利用した毎日1時間の散歩が許され、その際の喫煙も認められる。他害の危険がある対象者の場合は48時間にわたって散歩が禁じられ、さらに危険が継続する場合には拘置所または精神科クリニックへの移送が検討される。懲罰区への収容中は労働が免除される一方で、買物が禁じられるが、区画の職員に煙草の購入を依頼することができる。このように、懲罰の場合においても、喫煙への寛容な態度がうかがわれるところである。

対象者は、医師または精神科医、宗教家の保護を受けることが保障されており、必要に応じて、緊急精神科医または緊急医師の保護を受けることができる。緊急の診察・治療は懲罰区で行い、対象者に自傷・他害の危険が認められる場合には、警察官による閉鎖病院または閉鎖施設への移送が認められる。処方箋の作成と交付は居住規則にもとづく。居住規則にもとづく尿検査は週に3回（月曜日、水曜日、金曜日）行われる。手紙の自由な受信は許されず、厳しい統制のもとでの発信（開封のままで職員のチェックを受ける）のみが許されている。電話による発信は禁止され、受信についても厳しい統制を受ける。例外的な場合（公的機関との接触や社会教育的理由がある場合など）の扱いについては個別に判断される。

懲罰の執行が終了した場合、居室の清掃や交付物件の返還等の後、身柄が解放されて本来の収容区画に移送される。懲罰区からの身柄解放については、業務日誌に記載し、食堂と管理部門に口頭で報告がなされる。

センターの指示に対しては、本人の費用負担において、文書（申立内容と理由を記載する）による不服申立が認められる。

注

- 1) 水留正流・丸山雅夫・中村恵・柑本美和・田口寿子・松原三郎・益子茂「Zürichの医療機関、医療施設・刑事施設」司法精神医学2巻1号（2007年）8頁以下12頁。
- 2) 刑法典の条文の引用に当たっては、訪問当時のものを「●条」と表記し、現行法

[資料] ウィティコン処分センター訪問記

- (2007年1月1日施行の改正法)のものを「新●条」と表記する。また、使用するデータについても、特に言及しない限りは、訪問当時のものである。
- 3) 連邦統一刑法典の成立過程と保安処分関連規定の内容については、丸山雅夫「スイスの1942年刑法における保安処分」南山法学31巻1・2合併号(法学部開設30周年記念号, 2007年)193頁以下参照。
 - 4) 1971年改正刑法における保安処分関連規定の内容については、「スイスの1971年改正刑法における保安処分」南山法学31巻3号(2007年)17頁以下参照。
 - 5) 訪問時には閉鎖区の施設改修工事が進められており、完成時には、閉鎖区の収容定員を処遇適正数の8名にまで減員する予定だということであった。
 - 6) 訪問時には、常勤職員60名のほか非常勤職員が12名との説明がされたほか、センター退職者の何人かが近隣に居住して日常的な支援に当たっているということであった。特に、宗教、一般医療、スーパーバイザーについては、外部からの協力なしには成り立ちえないとの認識が明らかにされた。他方、2007年度のデータでは、常勤60名、非常勤なし、外部協力者2名となっている。あるいは、訪問時の説明は、厳密には非常勤職員としてデータに記載されない私的な外部支援者などの数を含むものであったのかもしれない。
 - 7) 特に、新61条によって、若年成人用の労働教育処分施設と他の保安処分施設との区別の必要性が明文化されたため、若年成人の薬物依存者に対する処分はセンターの管轄外に置かれることになった。また、新61条4項によれば、若年成人の処分は例外的に29歳満了まで継続しうることになっているが、センターでは26歳未満を限度としているようである。
 - 8) これらの施設は、必要に応じて、地域の活動のためにも開放されている。また、閉鎖区においては、建物に囲まれた中庭が運動に使用されているほか、建物の壁を利用してフリークライミング用の設備(被収容者の手作りの突起物)が設置されていた。